感染症第２１９３号

令和７年（2025年）２月28日

各医療機関等の長　様

北海道保健福祉部感染症対策局

感染症対策課医療体制担当課長

使用推奨期限切れの個人防護具の配布について

本道の保健医療福祉行政の推進、とりわけ新型コロナウイルス感染症対策については、日頃から格別の御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省から訓練及び研修で使用することを目的に国で備蓄している使用推奨期限が切れた（迫った）個人防護具の配布を実施することになりましたので希望する場合は、次により回答をお願いします。

記

１　配布する個人防護具

ガウン及び非滅菌手袋（※）

※ガウンについては、「アイソレーションガウン（不織布製）」及び「プラスチックガウン」のどちらも選択が可能です。また、非滅菌手袋については「素材」及び「サイズ」のどちらも選択が可能です。

２　配布時期

　　令和７年６月から順次配送（遅くとも令和７年９月頃を目途に配布完了予定）

３　配布数量

　　各品目希望する場合：最低100枚以上～上限なし

　　※出荷される物資は使用推奨期限が配布時点において既に切れているもの（使用推奨期限が迫っており令和7年度中に切れるものを含む）となっており、訓練及び研修で使用するものを想定し、診療では利用できないものとなっておりますので、使い切れる数量を申請願います。

４　回答期限

令和７年(2025年)３月17日（月）23時59分

５　回答方法

次のページにアクセスし、回答フォームから直接、回答をお願いします。

https://www.harp.lg.jp/S2oMfTWn

※パソコンの他、スマートフォンやタブレット等でも回答が可能です。

**６　留意事項**

（１）回答期限終了後のキャンセル・数量変更等は受け付けません。

（２）回答した数量すべてを当該施設に必ず受領していただきます。

（３）希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、抽選等で選出します。そのため、希望があっても国において数量調整を行う場合や配布されない場合もあります。

　　※数量調整や配布しない場合に係る連絡はありませんので御承知おきください。

（４）各物資のメーカーについては、指定できません。

（５）国備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合があるが、良品という扱いで出荷します。

（６）出荷される物資は使用推奨期限が配布時点において既に切れているもの（使用推奨期限が迫っており令和7年度中に切れるものを含む）となり、訓練等で使用するものを想定し、診療では利用できないものとなるので、使い切れる数量を申請願います。（上限は示しません）

（７）物資の種類によって手元に届くタイミングが異なる可能性がございます

（８）配送日の指定はできません。

（９）希望状況によっては、配布予定時期の変更が生じる場合があります。

（10）配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用してください。

（11）転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行いません。

|  |
| --- |
| 担　当：医療体制係　村上 |
| ＴＥＬ：011-231-4111（内線 38-970） |